

## 広島市消防団員の表彰者にかかる選考基準

### (目的)

第1条 広島市消防表彰条例（昭和24年4月1日広島市条例第15号。以下「条例」という。）第2条第1項第5号・第6号及び第6条に定める表彰の選考については、この基準に定めるところによる。

### (表彰区分)

第2条 条例に定める表彰区分は、次のとおりとする。

- 1 広島市長による表彰
  - ア 退職消防団員表彰（感謝状）  
条例第2条第1項第6号に定めるもの。
  - イ 優良消防団員表彰（表彰状）  
条例第2条第1項第5号に定めるもの。
- 2 消防団長による表彰（永年勤続表彰）  
条例第6条に定めるもの。

### (選考基準)

第3条 前条に定める各表彰の選考基準は、次のとおりとする。

- 1 退職消防団員表彰
  - ア 勤続25年以上又は55歳以上で退団した分団長以上の階級を有する者。
- 2 優良消防団員表彰
  - ア 勤続15年以上で、職務に勉励し行状方正にして、消防事務の処理及び素行の適正な者で、過去に消防団長表彰（優良団員）を受けた者。
  - イ 表彰該当者は、各分団の団員の中から1名とする。ただし、必要に応じてこの数を加算することができる。
  - ウ 勤務年数の算定は、毎年1月1日とする。
- 3 永年勤続証書
  - ア 勤続20年以上で、職務に勉励し行状方正にして、他の模範となるもの。
  - イ 勤務年数の算定は、毎年1月1日とする。

### (表彰の実施)

第4条 表彰の実施日については、消防局長が定める。

#### 附 則

この基準は、昭和55年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成7年4月1日から施行する。